

事務連絡
平成16年9月17日

各都道府県国民保護主管部
各指定都市国民保護主管局

御中

消防庁国民保護室

国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例参考例並びに
国民保護協議会条例参考例に関する質疑応答集（案）について

総務省消防庁では、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部並びに国民保護協議会に係る条例の参考例をお示したところですが、条例参考例に関する質疑応答集（案）を別添のとおり作成しましたので、ご参考までにお知らせいたします。

おって、貴都道府県内の市町村及び消防機関等に対しても周知されるようお願いいたします。

(別添)

1 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例参考例について

(問1) 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に係る条例について、一本の条例で規定することとしている趣旨如何。

(答) 国民保護法において、国民保護対策本部に係る規定が緊急対処事態対策本部に準用されていることを踏まえ、条例参考例においては、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部について併せて規定することとし、国民保護対策本部に係る規定は、全て緊急対処事態対策本部に準用することとしています。

(問2) 国民保護対策本部長の職務について、災害対策基本法に基づく災害対策本部長については、災害対策本部条例準則においては、「災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。」と規定されているのに対し、条例参考例においては、「本部の事務を総括する。」と規定されている趣旨如何。

(答) 国民保護法においては、国民保護対策本部長の権限について、第29条第1項及び第5項に規定する国民保護対策本部長による総合調整や、第29条第10項に規定する都道府県警察及び教育委員会に対する必要な措置の求めなど、法律上明確な規定が置かれていることから、条例においては、国民保護対策本部内における国民保護対策本部長の職務について規定すれば足りると考えたことから、条例参考例においては、国民保護対策本部長の職務について、「本部の事務を総括する。」と規定したものです。

(問3) 国民保護対策本部長の職務の代理に関する規定を置かないこととしている趣旨如何。

(答) 国民保護法においては、国民保護対策本部長は、国民の保護のための措置に関する総合調整を行うことができるなど、強い権限が附与されている一方、法律上は国民保護対策本部長の職務代理に関する規定が置かれていません。

したがって、国民保護対策本部長は都道府県知事又は市町村長をもって充てることとされていますが、都道府県知事又は市町村長に事故があるとき、又は欠けたときは、地方自治法第152条の規定に基づいて職務代理者が都道府県知事又は市町村長の職務を代理することとなることから、国民保護対策本部長の職務についても、当該職務代理者がこれを行うことになると考えられます。

(問4) 国民保護対策本部の会議に関する規定を置いている趣旨如何。

(答) 国民保護法第28条第6項及び第7項の規定にあるように、国民保護法上、国民保護対策本部に会議が置かれることが想定されていることから、条例参考例においては、国民保護対策本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うことを目的として、必要に応じ、国民保護対策本部の会議を開催する旨の規定を置いたものです。

この会議の出席者は、原則として国民保護対策本部員であると考えられますが、国民保護法第28条第6項又は第7項の規定に基づき、都道府県又は市町村職員以外の者が出席することが想定されることから、この場合には、国民保護対策本部長は、当該出席者に対し意見を求めることができることとしています。

2 国民保護協議会条例参考例について

(問1) 委員の定数について、国民保護法第38条第4項各号及び第40条第4項各号に掲げる者ごとの定数を定めていない趣旨如何。

(答) 各地方公共団体の長は、国民保護法第38条第4項各号及び第40条第4項各号に掲げられている者の中から広く選任することを検討することが望ましいと考えられますが、そのすべてを任命しなければならないものではありません。

国民保護協議会の委員の定数については、指定地方行政機関の職員のうちから各地方公共団体の長が任命する委員の数も含め、各地方公共団体の判断により定めることが望ましいと考えられます。

(問2) 会長の職務の代理に関する規定を置いている趣旨如何。

(答) 国民保護協議会は、地方公共団体の国民の保護に関する計画の諮問機関であり、地方公共団体の長の諮問に応じて当該地方公共団体の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること等を所掌事務とする合議体の機関です。このため、条例参考例上、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとしています。

なお、会長の職務代理については、各地方公共団体の判断により、国民保護協議会に副会長を置き、会長に事故があるときは、副会長が職務代理者となることを定めることも考えられます。

(問3) 会議の議事に関する規定の趣旨如何。

(答) 国民保護協議会の会議については、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができないこととし、議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとしていますが、これは、地方自治法における普通地方公共団体の議会の定足数及び表決に関する規定に準じた規定です。

(問4) 幹事に関する規定を置いている趣旨如何。

(答) 国民保護協議会の所掌事務について会長及び委員を補佐するため、国民保護協議会に幹事を置く旨の規定を置いています。ただし、市町村国民保護協議会について、幹事を置く必要がないと判断される場合には、条例上規定を置く必要はないと考えられます。

(問5) 部会に関する規定の趣旨如何。

(答) 国民保護協議会の所掌事務は、国民の保護のための措置に関する重要事項の審議等とされていますが、国民の保護のための措置は多岐にわたっており、部会を設けて個別に検討することが必要となる場合も考えられることから、条例参考例において、国民保護協議会には部会を置くことができることとしています。なお、市町村国民保護協議会について、部会を置く必要がないと判断される場合には、条例上規定を置く必要はないと考えられます。